　　　令和　　年度介護保険運営指導自己点検シート

　　　　　　　　【居宅介護支援】

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業所番号 |  |  | |  |  |  |  | |  |  | |  |  |  |
| 事業所名 |  | | | | | | | | | | | | | |
| 管理者 | 職名 | |  | | | | | 氏名 | | |  | | | |
| 点検実施者 | 職名 | |  | | | | | 氏名 | | |  | | | |
| 点検実施日 | 年　　　　　　月　　　　　　日 | | | | | | | | | | | | | |

介護保険運営指導自主点検票について

　根拠法令に基づき、適切に事業所の運営がなされているかどうかについて、管理者が中心となり事業者自らが自主的に点検、見直しを実施するに当たり、本点検表をご活用ください。また、事業所の運営指導の際には指定の関係書類と共に本点検表を事前に伊予市へご提出下さい。

伊予市市民福祉部長寿介護課

【根拠法令・関係法令】

・介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

・介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）

・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号）

・要介護認定結果及び居宅サービス計画の情報提供について（平成12年4月11日老振第24号・老健第93号）

・介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）

【基本条例】

・伊予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年3月20日条例第11号）

【伊予市　自己点検シート　人員・運営編】

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **Ⅰ　基本方針** | | | | | | |
| 点検項目 | 確認事項 | はい | いいえ | 根拠法令  　（関係法令） | 確認すべき事項  （資料・帳簿等） | 備考 |
| １　基本方針 | (1) 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われているか。 |  |  | 平11厚令38第1 条の2第1項 | 〇運営規程  〇重要事項説明書  〇利用契約書  〇パンフレット |  |
| (2)　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利  　　用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サー  　　ビスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供される  　　よう配慮して行われているか。 |  |  | 平11厚令38第1 条の2第2項 |
| (3)　指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人  　　格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供され  　　る指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス  　　事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われて  　　いるか。 |  |  | 平11厚令38第1 条の2第3項 |
| (4)　事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、  　　ブランチ、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援  　　事業者、介護保険施設等との連携に努めているか。 |  |  | 平11厚令38第1 条の2第4項 |
| (5)　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整  　　備を行うとともに、その従業者に対し 、研修を実施する等の  　　措置を講じているか。 |  |  | 平11厚令38第1 条の2第5項 |
| (6)　指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2  　　項第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を  　　活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 |  |  | 平11厚令38第1 条の2第6項 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **Ⅱ　人員に関する基準** | | | | | | | |
| 点検項目 | | 確認事項 | はい | いいえ | 根拠法令  　（関係法令） | 確認すべき事項  （資料・帳簿等） | 備考 |
| １　従業者の員数 | | (1)　事業所ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置いているか。  　　常勤　（　　　 人）：　　非常勤　（　　 人） |  |  | 平11厚令38第2 条第1項 | 〇勤務実績表／タイムカード  〇勤務体制一覧表  〇従業員の資格証  〇雇用契約書  〇就業規則  〇利用者数がわかる資料 |  |
| (2)　(1)の員数の標準は、利用者の数が、44又はその端数を増や  　　すごとに、1 となるよう努めているか。  　　ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とす  　　ることを妨げるものではない。  　　事業所の利用者数　　（　　　 人）  　　※非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設の常勤専従の介  　　護支援専門員と兼務となってはいけない。 |  |  | 平11厚令38第2 条第2項  平11老企22第2  の2の(1)  平11老企22第2  の2の(1) |  |
| ２　管理者 | | (1)　事業所ごとに常勤の管理者を置いているか。 | |  |  | 平11厚令38第3 条第1項 | 〇管理者の雇用形態が分かる文書  〇管理者の勤務実績表／タイムカード  〇主任研修の修了証明書 |  |
| (2)　管理者は主任介護支援専門員か。  　　※令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予することとしていが、指定居宅介護支援事業所における業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましい。 | |  |  | 平11厚令38第3 条第2項  平11老企22第2  の2の(2) |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | (3)　管理者は、専らその職務に従事しているか。  　　ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。  　　①管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援  　　専門員の職務に従事する場合。  　　②管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事す  　　る場合。  　（その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場  　　合に限る。）    　　※管理者は、事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用  　　申込等に対応できる体制を整えている必要があるものであ  　　り、管理者が事業所に不在となる場合であっても、その他の  　　従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制  　　としておく必要がある。 |  |  | 平11厚令38第3条第3項  平11老企22第2の2の(2) |  |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **Ⅲ　運営に関する基準** | | | | | | | |
| 点検項目 | 確認事項 | | はい | いいえ | 根拠法令  　（関係法令） | 確認すべき事項  （資料・帳簿等） | 備考 |
| １　内容及び手続の説明及び同意 | (1)　指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ利用申込者又  　　はその家族に対し、運営規程の概要、その他の利用申込者の  　　サービスの選択に資すると認められる重要事項の説明を行  　　い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得てい  　　るか。 | |  |  | 平11厚令38第4 条第1項  平11老企22第2の3の(1) | 〇重要事項説明書  〇利用契約書  〇苦情申立窓口  ・通常の事業の実施地域に係る全ての市町村担当課国民健康保険連合会  〇運営規程との不整合  ・職員の員数  ・営業日、営業時間  ・通常の事業実施地域  ・利用料、その他費用 |  |
|  | サービスの選択に資すると認められる重要事項を示した記  した文書の内容は次の項目等である。 |  |  |
| ①　運営規定の概要 |  |  |
| ②　居宅介護支援従業者の勤務の体制 |  |  |
| ③　秘密の保持 |  |  |
| ④　事故発生時の対応 |  |  |
| ⑤　苦情処理の体制等 |  |  |
| ※わかりやすい説明書やパンフレット等を交付して、懇切  丁寧に説明を行い、同意を得ること。 |  |  |
| (2)　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、次の事項等に  　　つき説明を行い、理解を得ているか。 | |  |  | 平11厚令38第4条第2項 | 〇重要事項説明書  〇利用契約書 |  |
|  | ①　利用者から複数の指定居宅サービスの事業者を紹介するよう求めることができることについて、説明を行い、利用者からの理解を得ているか？ |  |  |
| ②　利用者から、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、説明を行い、利用者からの理解を得ているか？ |  |  |  |  |  |
| ③　前6ヶ月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合等。    　　前6ヶ月に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス計画事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について、説明を行い、利用者からの理解を得るように努めているか？ |  |  |  |  |  |
| (3)　サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はそ  　　の家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する  　　必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の  　　氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めてい  　　るか。 | |  |  | 平11厚令38第4条第3項 |  |  |
| ２　提供拒否の禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。  　サービスの提供を拒む場合の正当な理由（例）  　①当該事業所の現員からは利用申込に応じられない場合。  　②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外  　である場合。  　③その他利用申込者に対し自ら適切な介護サービスを提供する  　ことが困難な場合。 | |  |  | 平11厚令38第5条  平11老企22第2の3の(2) |  |  |
| ３　サービス提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適  　切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他  　の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じて  　いるか。 | |  |  | 平11厚令第38第6条 |  |  |
| ４　受給資格等の確認 | 指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提  　示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無  　及び要介護認定の有効期限を確かめているか。 | |  |  | 平11厚令38第7条 | 〇介護保険番号、有効期限等を確認している記録等 |  |
| ５　要介護認定の申請に係る援助 | (1)　被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っているか。 | |  |  | 平11厚令38第8 条第1項 | 〇居宅介護支援経過  〇申請代行に係る書類 |  |
| (2)　サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | |  |  | 平11厚令38第8条第2項 |
| (3)　要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか？ | |  |  | 平11厚令38第8 条第3項 |
| ６　身分を証する書類の携行 | 介護支援専門員に介護支援専門員証を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを掲示すべき旨を指導しているか。 | |  |  | 平11厚令38第9 条  平11老企22第2の3の(4) | 〇介護支援専門員証 |  |
| ７　利用料等の受領 | (1)　サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 | |  |  | 平11厚令38第10 条第1項 | 〇領収証控 |  |
| (2)　(1)の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問してサービスを行う場合に、それに要した交通費の額以上の支払を利用者から受けていないか。 | |  |  | 平11厚令38第10 条第2項 |  |
| (3)　(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | |  |  | 平11厚令38第10条第3項  平11老企22第2の3の(5)③ |  |
| (4)　サービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付しているか。 | |  |  | 法46条第7項 |  |
| (5)　領収証に利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか | |  |  | 法46条第7項  施行規則第78条 |  |
| ８　保険給付の請求のための証明書交付 | 提供したサービスについて利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | |  |  | 平11厚令38第11条  平11老企22第2の3の(6) | 〇指定居宅介護支援提供証明書控（介護給付費明細書代用可） |  |
| ９　居宅介護支援の基本取扱い方針 | (1)　要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療サービスとの連携に十分に配慮して行われているか。 | |  |  | 平11厚令38第12条第1項 | 〇居宅サービス計画  〇居宅介護支援経過 |  |
| (2)　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | |  |  | 平11厚令38第12条第2項 | 〇ケアプランチェックリスト |  |
| (3)　業務の一層の改善を図るため、定期的に外部の者による評価を受けるように努めているか。 | |  |  |  | 〇第三者評価受検の有無 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １０　居宅介護支援の具体的取扱い方針 | (1)　管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。 |  |  | 平11厚令38第13条第1号 |  |  |
| (2)　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 |  |  | 平11厚令38第13条第2号 |  |
| (3)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たって　は、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行われるようにしているか。また、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、又必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長していないか。 |  |  | 平11厚令38第13条第3号  平11老企22第2の3の(7)の③ | 〇居宅サービス計画書 |  |
| (4)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めているか。 |  |  | 平11厚令38第13条第4号 | 〇居宅サービス計画書 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | (5)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しているか。    　 ※利用者から居宅サービス計画原案の作成に当たって複数の指定居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等は誠実に対応するとともに、居宅サービス計画原案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。  　 　また、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の指定居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けるようなことはあってはならない。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第5号  平11老企22第2の3の(7)の⑤ | 〇居宅サービス計画書  〇事業所のパンフレット等 |  |
| (6)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第6号 | 〇課題分析の記録 |  |
| (7)　介護支援専門員は、(6)に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という)に当たっては、利用者が入院中であること等物理的な理由がある場合を除き、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っているか。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第7号  平11老企22第2の3の(7)の⑦ | 〇アセスメントの記録  〇居宅介護支援経過 |  |
|  | (8)　介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第8号  平11老企22第2の3の(7)の⑧ | 〇アセスメントの記録  〇課題分析の記録  〇居宅サービス計画書 |  |
|  | (9)　介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求め調整を図っているか。  　 　ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求め、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有しているか。  　 ※テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置」という)を活用しておこなうことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。  　 ※末期の悪性腫瘍の利用者について必要と認める場合とは、主治の医師等が日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると判断した時点以降において、主治の医師等の助言を得た上で、介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合を想定している。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第9号 | 〇サービス担当者会議の要点  〇サービス担当者に対する照会内容〇居宅介護支援経過 |  |
| (10)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた　指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第10号  平11老企22第2の3の(7)の⑩ | 〇居宅介護支援経過  〇居宅サービス計画書 |  |
| (11)　介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者へ交付しているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第11号 | 〇居宅介護支援経過 |  |
|  | (12)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して訪問介護計画等、指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準において位置付けられている計画の提出を求めているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第12号 | 〇個別サービス計画書 |  |
| (13)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者について継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第13号 |  |  |
| (14)　介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者から利用者に係る情報の提供を受けた時その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供しているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第13号2 | 〇居宅介護支援経過  〇主治医相談票 |  |
| (15)　介護支援専門員は実施状況の把握(以下「モニタリング」という)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行われているか。  　 ①少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。  　 ②少なくとも月に1回、モニタリングの結果を記録すること。  　※テレビ電話装置等を活用してモニタリングを行う場合は、以下の要件を満たしているか。  　ア　利用者の同意を得ること  　イ　サービス担当者会議において、次に掲げる事項について主  　　　治医、担当者その他の関係者の合意をえること  　　ⅰ　利用者の状態が安定している | | |  |  | 平11厚令38第13条第14号 | 〇モニタリングの記録  〇居宅介護支援経過 |  |
|  | ⅱ　利用者がテレビ電話装置を介して意思疎通ができている  　　　　こと  　　ⅲ　テレビ電話装置を活用したモニタリングでは収集できな  　　　　い情報について、他のサービス事業者との連携により、  　　　　情報を収集すること  　ウ　少なくとも2月に1回(介護予防支援の場合は6月に1回)  　　　は利用者の居宅を訪問すること | | |  |  |  |  |  |
| (16)　介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。  　 ただし、やむを得ない理由（※）がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができる。  　※利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師の意見を勘案して必要と認める場合、会議の日程調整を行ったが、担当者の自由により参加が得られなかった場合、居宅サービス計画の変更であって利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合等  　 ①要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合。  　 ②要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分変更の認定を受けた場合。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第15号 | 〇モニタリングの記録  〇サービス担当者に対する照会 |  |
| (17)　(3)から(12)までの規定は、居宅サービス計画の変更についても、同様に取り扱っているか。  　 ※利用者の希望による軽微な変更を行う場合には、この必要はない。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第16号  平11老企22第2の3の(7)の⑯ |  |  |
|  | (18)　介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っているか。  　 なお、介護保険施設への紹介に当たっては、主治医に意見等を求めているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第17号  平11老企22第2の3の(7)の⑰ | 〇居宅介護支援経過  〇主治医相談票 |  |
| (19)　介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助をおこなっているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第18号 | 〇居宅介護支援経過  〇介護保険施設との連絡記録 |  |
| (20)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ているか。  　 ※厚生労働大臣が定める回数  　　①要介護1　　1月につき27回  　　②要介護2　　1月につき34回  　　③要介護3　　1月につき43回  　　④要介護4　　1月につき38回  　　⑤要介護5　　1月につき31回 | | |  |  | 平11厚令38第13条第18号2 | 〇居宅サービス計画書  〇居宅介護支援経過  〇サービス利用票・別表 |  |
| (21)　介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下「居宅サービス費」という。）の総額が支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サー | | |  |  |  | 〇居宅サービス計画書  〇居宅介護支援経過  〇サービス利用票・別表 |  |
|  | ビス費が居宅サービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市長からの求めがあった場合には、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町に届け出ているか。 | | |  |  |  |  |  |
| (22)　①介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師(以下「主治の医師等」という)の意見を求めているか。  　 　また、主治の医師等が居宅サービス計画の内容についての情報提供を求めている場合であって、利用者又はその家族の同意を文書により得ている場合は、主治の医師等に対し情報提供を行っているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第19号  平12老振24、老健93 | 〇居宅サービス計画書  〇主治医相談票  〇居宅介護支援経過 |  |
| ②　(22)の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第19号2 | 〇居宅介護支援経過  〇主治医相談票 |  |
| (23)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行っているか。  　 また、医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは当該留意点を尊重してこれを行っているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第20号 | 〇居宅サービス計画書  〇主治医相談票  〇居宅介護支援経過 |  |
|  | (24)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第21号 | 〇居宅サービス計画書  〇サービス利用票・別表 |  |
| (25)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第22号  平11老企22第2の3の(7)の㉑ | 〇居宅サービス計画書  〇サービス担当者会議の要点  〇主治医意見書・認定調査票 |  |
| (26)　 介護支援専門員は、要介護１の利用者（軽度者）の居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成27年厚生省告示第94号）第31号のイで定める状態像の者であることを確認しているか。また、上記に該当しない場合において「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」に該当するかどうかについて、主治の医師へ確認し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載しているか。 | | |  |  |  | 〇居宅サービス計画書  〇サービス担当者会議の要点  〇主治医意見書・認定調査票 |  |
| (27)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第23号 | 〇居宅サービス計画書  〇サービス担当者会議の要点 |  |
|  | (28)　介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は市による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第24号  平11老企22第2の3の(7)の㉒ | 〇居宅サービス計画書 |  |
| (29)　介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第25号 |  |  |
| (30)　指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該事業者が行う指定介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第26号 |  |  |
| (31)　地域ケア会議から検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めているか。 | | |  |  | 平11厚令38第13条第27号  平11老企22第2の3の(7)の㉕ |  |  |
| (32)　居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービス内容とその方針が記載されているか。 | | |  |  |  | 〇居宅サービス計画書  〇サービス担当者会議の要点 |  |
| (33)　居宅サービス計画に通院等乗降介助の訪問介護を位置付ける場合には、①通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由、②利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨、③総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること、が明確に記載されているか。 | | |  |  |  | 〇居宅サービス計画書  〇サービス担当者会議の要点 |  |
|  | (34)　居宅サービス計画に訪問介護による院内介助を位置付ける場合には、①主治の医師等に確認した医学的見地からの介助が必要な理由、②家族が対応できない理由、③院内介助について、医療機関へ対応可能かどうか確認した結果、が明確に記載されているか。 | | |  |  |  | 〇居宅サービス計画書  〇サービス担当者会議の要点 |  |
| １１　法定代理受領サービスに係る報告 | (1)　毎月、市又は国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。 | | |  |  | 平11厚令38第14条第1項 | 〇給付管理表控 |  |
| (2)　居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市又は国民健康保険団体連合会に対して提出しているか。 | | |  |  | 平11厚令38第14条第2項 |  |  |
| １２　利用者に対する居宅サービス計画等の交付 | 利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合、その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する文書を交付しているか。 | | |  |  | 平11厚令38第15条 | 〇居宅介護支援経過 |  |
| １３　利用者に関する市への通知 | 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。    　 ①正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。  　 ②偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。 | | |  |  | 平11厚令38第16条 |  |  |
| １４　管理者の責務 | (1)　管理者は、介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | | |  |  | 平11厚令38第17条第1項 |  |  |
|  | (2)　管理者は、介護支援専門員その他の従業者に基準の「第3章 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | | |  |  | 平11厚令38第17条第2項 |  |  |
| １５　運営規程 | 次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 | | |  |  | 平11厚令38第18条  平11老企22第2の3の(11)② | 〇運営規程 |  |
|  | | ① 事業の目的及び運営の方針 |  |  |
| ② 職員の職種、員数及び職務内容  ※介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内  　容を記載すること。  ※職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負  　担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、規程上  　置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人  　以上」と記載することも差し支えない。 |  |  |
| ③ 営業日及び営業時間 |  |  |
| ④ 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料、その他の費用の額  ※指定居宅介護の提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載すること。 |  |  |
| ⑤ 通常の事業の実施地域  ※客観的にその区域が特定されるものとすること。 |  |  |
| ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 |  |  |
| ⑦ その他の運営に関する重要事項 |  |  |
| １６　勤務体制の確保等 | (1)　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、介護支援専門員その他の従業員の勤務の体制を定めているか。 | | |  |  | 平11厚令38第19条第1項  平11老企22第2の3の(12)の① | 〇勤務表  〇雇用契約書等 |  |
|  | ※原則として月ごとの勤務表を作成しているか。 | |  |  |
| ※介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常  　勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 | |  |  |
| (2)　介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させている  　　か。ただし、介護支援専門員の補助についてはこの限りでは  　　ない。 | | |  |  | 平11厚令38第19条第2項 | 〇勤務表 |  |
| (3)　事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修  　　の機会を確保しているか。 | | |  |  | 平11厚令38第19条第3項 | 〇研修計画  〇研修参加記録 |  |
| (4)　職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景と  　　した言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものに  　　より介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するた  　　めの方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | | |  |  | 平11厚令38第19条第4項 |  |  |
| １７　業務継続計画の策定等 | (1)　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居  　　宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の  　　体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計  　　画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置  　　を講じているか。 | | |  |  | 平11厚令38第19条の2第1項 | 〇業務継続計画 |  |
| (2)　介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとと  　　もに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施し  　　ているか。 | | |  |  | 平11厚令38第19条の2第2項 | 〇研修、訓練の実施記録 |  |
|  | (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | | |  |  | 平11厚令38第19条の2第3項 |  |  |
| １８　感染症の予防及びまん延の防止のための措置 | 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 | | |  |  | 平11厚令38第21条の2 | 〇感染症の予防及びまん延防止のための指針  〇研修、訓練の実施記録 |  |
|  | ①　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する  　委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その  　結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 | |  |  | 平11厚令38第21条の2の① |
| ②　事業所における、平常時の対策及び感染発生時の対応等を規定した、「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」を整備すること。 | |  |  | 平11厚令38第21条の2の② |
| ③　介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施すること。 | |  |  | 平11厚令38第21条の2の③ |
| １９　設備及び備品等 | (1)　 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サ  　　ービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 | | |  |  | 平11厚令38第20条 | 〇平面図  〇設備、備品台帳 |  |
| (2)　 専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者  　　会議等に対応するのに適切なスペース等が確保されている  　　か。 | | |  |  | 平11老企22第2の3の(13)の② |
| ２０　従業者の健康管理 | 介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | | |  |  | 平11厚令38第21条 | 〇健康診断の記録 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２１　掲示 | (1)　　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。    　※規定する事項を記載した書面を備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 |  |  | 平11厚令38第22条 |  |  |
| (2)　　重要事項をウェブサイトへ掲載しているか。 |  |  |  | 〇事業所のＨＰ |  |
| ２２　秘密保持等 | (1)　 介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、そ  　　の業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていな  　　いか。 |  |  | 平11厚令38第23条第1項 |  |  |
| (2)　介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由が  　　なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら  　　すことのないよう、必要な措置を講じているか。 |  |  | 平11厚令38第23条第2項 |  |  |
| (3)　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる  　　場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場  　　合は当該家族の同意を、あらかじめ得ているか。 |  |  | 平11厚令38第23条第3項 | 〇個人情報同意書 |  |
| ２３　広告 | 事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていないか。 |  |  | 平11厚令38第24条 | 〇パンフレット・ポスター・広告等 |  |
| ２４　居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等 | (1)　事業者及び管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関  　　し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等に  　　よるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていない  　　か。  　　また、管理者は介護支援専門員に対して、居宅介護支援費の  　　加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービス  　　を居宅サービス計画に位置付けるべき旨の指示を行っていな  　　いか。 |  |  | 平11厚令38第25条第1項  平11老企22第2の3の(16)の① |  |  |
| (2)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関  　　し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサー  　　ビスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。また、介護  　　支援専門員は居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべ  　　き課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付  　　けていないか。 |  |  | 平11厚令38第25条第2項  平11老企22第2の3の(16)の② |  |  |
| (3)　事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更  　　に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等による  　　サービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス  　　事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していない  　　か。 |  |  | 平11厚令38第25条第3項 |  |  |
| ２５　苦情処理 | (1)　自ら提供したサービス又は自らが居宅サービス計画に位置付  　　けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの  　　苦情に迅速かつ適切に対応しているか。なお、苦情を処理す  　　るために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の  　　連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービス  　　の内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示  　　しているか。 |  |  | 平11厚令38第26条第1項  平11老企22第2の3の(17)の④ | 〇苦情の受付簿  〇苦情者への対応記録  〇苦情対応マニュアル |  |
|  | （2） (1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録し  ているか。 |  |  | 平11厚令38第26条第2項 | 〇苦情に関する記録 |  |
| (3) 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であると  の認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に  　　向けた取組を自ら行っているか。 |  |  | 平11老企22第2の3の(17)の② | 〇苦情に関する記録  〇苦情対応マニュアル  〇苦情に対する対応経過記録  〇指導等に関する改善記録  〇市や国保連への報告記録 |  |
| (4) 自ら提供したサービスに関し、法第23 条の規定により市が  　　行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職  　　員からの質問若しくは照会に応じているか。  　　また、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力すると  　　ともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該  　　指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 |  |  | 平11厚令38第26条第3項 |  |
| (5)　市から求めがあった場合には、(4)の改善の内容を市に報告しているか |  |  | 平11厚令38第26条第4項 |  |
| (6)　自らが居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス又は  　　指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連  　　合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行って  　いるか。 |  |  | 平11厚令38第26条第5項 |
| (7)　利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調  　　査に協力するとともに、自ら提供したサービスに関して国民  　　健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において  　　は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 |  |  | 平11厚令38第26条第6項 |
| (8)　市や国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、  　　(7)の改善の内容を市や国民健康保険団体連合会に報告してい  　　るか。 |  |  | 平11厚令38第26条第7項 |  |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２６　事故発生時の対応 | (1)　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合に  　　は速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要  　　な措置を講じているか。 | |  |  | 平11厚令38第27条第1項 | 〇事故対応マニュアル  〇事故に関する記録 |  |
| (2)　(1)の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録  　　しているか。 | |  |  | 平11厚令38第27条第2項 |  |
| (3)　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生  　　した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。 | |  |  | 平11厚令38第27条第3項 | 〇損害賠償関係書類 |  |
| (4)　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための  　　対策を講じているか。 | |  |  | 平11老企22第2の3の(18)の③ | 〇事故再発 |  |
| ２７　虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を  　　講じているか。 | |  |  | 平11厚令38第27条の2 | 〇虐待の防止のためのマニュアル・指針  〇委員会の記録  〇研修の実施記録 |  |
|  | ①　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話  　装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期  　的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門  　員に周知徹底を図ること。 |  |  | 平11厚令38第27条の2の① |
| ②　虐待防止のための指針を整備すること。 |  |  | 平11厚令38第27条の2の② |
| ③　介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期  　的に（年1回以上）実施すること。 |  |  | 平11厚令38第27条の2の③ |
| ④　適切に措置を実施するための担当者を置くこと。 |  |  | 平11厚令38第27条の2の④ |
| ２８　身体拘束等の適正化 | 緊急やむを得ないとして身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録している。 | |  |  |  | 〇身体拘束等の記録 |  |
| ２９　会計の区分 | (1)　事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の  　　事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。 | |  |  | 平11厚令38第28条 | 〇会計関係書類 |  |
| (2) 具体的な会計処理方法等については、別に通知された「介護  　　保険の給付対象事業における会計の区分について」によって  　　いるか。 | |  |  | 平13老振18 |  |
| ３０　記録の整備 | (1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備している  　　か。 | |  |  | 平11厚令38第29条第1項 | 〇職員名簿・設備台帳 |  |
| (2)　利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整  　　備し、その完結の日から5年間保存しているか。 | |  |  | 平11厚令38第29条第2項 | 〇居宅介護支援経過  〇居宅サービス計画書  〇アセスメント結果記録  〇サービス担当者会議の要点・サービス照会票  〇モニタリングの結果記録  〇市への通知に係る記録  〇苦情・事故に関する記録 |  |
|  | ア　指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 |  |  |
| イ　個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳 |  |  |
| ①　居宅サービス計画 |  |  |
| ②　アセスメントの結果の記録 |  |  |
| ③　サービス担当者会議の記録 |  |  |
| ④　モニタリングの結果の記録 |  |  |
| ウ　市への通知に係る記録 |  |  |
| エ　苦情の内容等の記録 |  |  |
|  |  | オ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |  |  |
| ３１　変更の届出 | (1)　 次に掲げる事項に変更があったときは、１０日以内に、そ  　　の旨を市長に届け出ているか。    　※届出事項  　　①事業所の名称及び所在地  　　②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者  　　　の氏名、生年月日、住所及び職名  　　③登記事項証明書又は条例等  　　④事業所の平面図  　　⑤事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴  　　⑥運営規程  　　⑦介護支援専門員の氏名及びその登録番号 | |  |  | 法第82条  施行規則第133条  第1項 | 〇届け出書類の控 |  |
| (2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするとき  　　は、その廃止又は休止の日の１０日以内に、その旨を市長に  　　届け出ているか。 | |  |  | 法第82条  施行規則第133条  第2項 |  |

【伊予市　自己点検シート　介護給付費編】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 点検項目 | 点検事項 | 点検結果 | | 備考 |
| 居宅介護支援費（Ⅱ） | ケアプランデータ連携システムの活用 |  | 該当 |  |
| 事務職員の配置（適切な数の人員を配置） |  | 該当 | 勤務表 |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催 |  | 未実施 | 委員会の記録 |
| 高齢者虐待防止のための指針の整備 |  | 未実施 | 指針 |
| 高齢者虐待防止のための研修の実施（年１回以上） |  | 未実施 | 研修計画・記録 |
| 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者の配置 |  | 未実施 | 指針等 |
| 業務継続計画未策定減算 | 業務継続計画の策定 |  | 未実施 | 令和7年3月31日までの経過措置 |
| 業務継続計画に従い必要な措置を講じている |  | 未実施 |
| 同一建物におけるサービス提供 | 事業所と同一の敷地内もしくは隣接する建物に居住する利用者がいる |  | 該当 | 利用者台帳等 |
| 事業所と同一の建物に居住する利用者がいる |  | 該当 |
| 同一の建物（上記以外）に居住する利用者が１月当たり２０人以上いる |  | 該当 |
| 運営基準減算（50/100） | 居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができることについて説明を行う |  | 未実施 | 重要事項説明書 |
| 居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たって、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接の実施 |  | 未実施 | アセスメント記録 |
| 居宅サービス計画を新規に作成した場合及び変更した場合の、サービス担当者会議の開催 |  | 未実施 | サービス担当者会議の要点・居宅介護支援経過 |
| 要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合の、サービス担当者会議の開催 |  | 未実施 |
| 居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付 |  | 未実施 | 居宅サービス計画書 |
| モニタリングは、少なくとも１月に１回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接して実施 |  | 未実施 | モニタリングの記録・居宅介護支援経過 |
| モニタリングは、少なくとも２月に１回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接して実施し、利用者の居宅を訪問しない月はテレビ電話装置等を活用して利用者の面接を実施 |  | 未実施 |
| モニタリング結果の記録 |  | 未実施 |
| 運営基準減算（100／100） | 運営基準減算（50/100）が２月以上継続していない |  | 該当 |  |
| 特別地域居宅介護支援加算 | 厚生労働大臣の定める地域 |  | 該当 |  |
| 中山間地域等における小規模事業所加算 | 厚生労働大臣の定める地域、厚生労働大臣が定める施設基準 |  | 該当 |  |
| 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 厚生労働大臣の定める地域 |  | 該当 |  |
| 特定事業所集中減算  ※対象サービス  ・訪問介護  ・通所介護  ・福祉用具貸与  ・地域密着型通所介護 | ①～⑤に掲げる事項を記載した書類を作成及び保存 |  |  |  |
| ①判定期間における居宅サービス計画の総数 |  | 作成及び保存 |  |
| ②訪問介護サービス等(※)それぞれが位置付けられた居宅サービス計画数 |  | 作成及び保存 |  |
| ③訪問介護サービス等それぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名 |  | 作成及び保存 |  |
| ④算定方法で計算した割合 |  | 作成及び保存 |  |
| ⑤算定方法で計算した割合が80％を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由 |  | 作成及び保存 | 市への届出書 |
| 判定期間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護サービス等各々の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合 |  | 80/100以上 |  |
| 初回加算 | 新規に居宅サービス計画を作成 |  | 該当 | 居宅サービス計画 |
| 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成 |  | 該当 |
| 要介護状態区分が２区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成 |  | 該当 |
| 退院・退所加算 |  | 算定していない |  |
| 入院時情報連携加算(Ⅰ) | 利用者が入院した日のうちに情報提供 |  | あり | 居宅サービス計画・支援経過等 |
| 入院の日以前に情報提供、事業所の営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日に情報提供 |  | あり |
| 病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報提供（提供方法は問わない） |  | あり |
| 入院時情報連携加算(Ⅱ) |  | 算定していない |  |
| 入院時情報連携加算(Ⅱ) | 利用者が入院した日の翌日又は翌々日に情報提供 |  | あり | 居宅サービス計画・支援経過等 |
| 事業所の営業時間終了後に入院した場合に、入院した日から起算して３日目が事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日に情報提供 |  | あり |  |
| 病院又は診療所の職員に対して利用者に係る必要な情報提供（提供方法は問わない） |  | あり |  |
| 入院時情報連携加算(Ⅰ) |  | 算定していない |  |
| 退院・退所加算（Ⅰ）イ | 退院・退所前又は退院後７日以内に、病院・施設の職員と面接を行って利用者に関する情報の提供を受け、居宅サービス計画を作成、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整 |  | 該当 | 居宅サービス計画・支援経過等 |
| 情報収集をカンファレンス以外の方法で１回 |  | 該当 |  |
| 初回加算 |  | 算定されていない |  |
| 退院・退所加算（Ⅰ）ロ | 退院・退所又は退院後７日以内に、病院・施設の職員と直接面接を行って利用者に関する情報の提供を受け、居宅サービス計画を作成、居宅サービス、地域密着型サービスの利用に関する調整 |  | 該当 | 居宅サービス計画・支援経過等 |
| 情報収集をカンファレンスにより１回 |  | 該当 |  |
| 初回加算 |  | 算定していない |  |
| 退院・退所加算（Ⅱ）イ | 退院・退所前又は退院後７日以内に、病院、施設の職員と直接面接を行って利用者に関する情報を受け、居宅サービス計画を作成、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整 |  | 該当 | 居宅サービス計画・支援経過等 |
| 情報収集をカンファレンス以外の方法で２回以上 |  | 該当 |  |
| 初回加算 |  | 算定していない |  |
| 退院・退所加算（Ⅱ）ロ | 退院・退所前又は退院後７日以内に、病院・施設の職員と面接を行って利用者に関する情報の提供を受け、居宅サービス計画を作成、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整 |  | 該当 | 居宅サービス計画・支援経過等 |
| 情報収集を２回、内カンファレンスにより１回以上 |  | 該当 |  |
| 初回加算 |  | 算定していない |  |
| 退院・退所加算（Ⅲ） | 退院・退所前又は退院後７日以内に、病院・施設の職員と面接を行って利用者に関する情報の提供を受け、居宅サービスを作成、居宅サービス・地域密着型サービスの利用に関する調整 |  | 該当 | 居宅サービス計画・支援経過等 |
| 情報収集を３回以上、内カンファレンスにより１回以上 |  | 該当 |  |
| 初回加算 |  | 算定していない |  |
| 通院時情報連携加算 | 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画に記録 |  | 該当 | 居宅サービス計画 |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅への訪問、カンファレンス及び必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整 |  | 実施 |  |
| 月の算定回数 |  | ２回以下 |  |
| カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点についての居宅サービス計画等への記載 |  | あり | 居宅サービス計画 |
| ターミナルケアマネジメント加算 | 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した利用者 |  | 該当 | 診断書・支援経過・主治医意見書 |
| 利用者や家族の同意を得て、死亡日及び死亡前14日以内に２日以上、居宅を訪問 |  | 実施 | 同意書等 |
| ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又は家族が同意した時点以降、終末期の利用者の心身の状況の変化等必要な記録 |  | 実施 | 記録 |
| 上記記録の主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者への提供 |  | 実施 | 記録 |
|  | 24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて居宅介護支援を行える体制 |  | 整備 |  |
| 他の指定居宅介護支援事業所で当該加算の算定の有無 |  | なし |  |
| 特定事業所加算（Ⅰ） | 常勤かつ専従の主任介護支援専門員　２名以上 |  | 配置 | 勤務表 |
| 常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）が３名以上 |  | 配置 |
| 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催 |  | 開催 | 会議記録 |
| 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制 |  | 確保 | 重要事項説明書等 |
| 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護３、要介護４及び要介護５である者の割合 |  | ４割以上 |  |
| 事業所における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施） |  | 実施 | 研修計画書・研修記録 |
| 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供 |  | 提供 |  |
| 家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加 |  | 参加 | 研修記録 |
| 特定事業所集中減算 |  | 未適用 |  |
| 介護支援専門員の１人当たりの利用者が45名未満  ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満 |  | 45名未満  (50名未満) |  |
| 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保（受入の同意を書面等に提示） |  | 確保 |  |
| 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会、研修会を実施 |  | 実施 | 研修記録等 |
| 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供される居宅サービス計画を作成 |  | 該当 | 居宅サービス計画 |
| 特定事業所加算(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ａ) |  | 算定していない |  |
| 特定事業所加算（Ⅱ） | 常勤かつ専従の主任介護支援専門員が１名以上 |  | 配置 | 勤務表 |
| 常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）が３名以上 |  | 配置 |
| 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催 |  | 開催 | 会議記録 |
| 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制 |  | 確保 | 重要事項説明書等 |
| 事業所における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施） |  | 実施 | 研修計画・研修記録 |
| 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供 |  | 提供 |  |
| 家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修会に参加 |  | 実施 | 研修記録等 |
| 特定事業所集中減算 |  | 未適用 |  |
| 介護支援専門員１人当たりの利用者数が45名未満  ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満 |  | 45名未満  (50名未満) |  |
| 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術等に関する実習」等に協力体制を確保（受入れの同意を書面等により提示） |  | 確保 |  |
| 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会、研修会を実施 |  | 実施 | 研修記録等 |
| 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供される居宅サービス計画を作成 |  | 該当 | 居宅サービス計画 |
| 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅲ)、又は(Ａ) |  | 算定していない |  |
| 特定事業所加算（Ⅲ） | 常勤かつ専従の主任介護支援専門員が１名以上 |  | 配置 | 勤務表 |
| 常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）が２名以上 |  | 配置 |
| 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催 |  | 開催 | 会議記録 |
| 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制 |  | 確保 | 重要事項説明書等 |
| 事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施） |  | 実施 | 研修計画・研修記録 |
| 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供 |  | 提供 |  |
| 家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加 |  | 実施 | 研修記録 |
| 特定事業所集中減算 |  | 未適用 |  |
| 介護支援専門員１人当たりの利用者数が45名未満  ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する場合は50名未満 |  | 45名未満  (50名未満) |  |
| 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する演習」等に協力又は協力体制を確保（受入れの同意を書面等により提示） |  | 確保 |  |
| 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会、研修会を実施 |  | 実施 | 研修記録等 |
| 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供される居宅サービス計画を作成 |  | 作成 | 居宅サービス計画 |
| 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ａ) |  | 算定していない |  |
| 特定事業所加算（Ａ） | 常勤かつ専従の主任介護支援専門員が１名以上 |  | 配置 | 勤務表 |
| 常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く）が１名以上 |  | 配置 |
| 専従の介護支援専門員（上記の主任介護支援専門員および介護支援専門員を除く）が常勤換算方法で１名以上 |  | 配置 |
| 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催 |  | 開催 | 会議記録 |
| 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制  ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可 |  | 確保 | 重要事項説明書等 |
|  | 事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修（研修計画の作成及び実施）  ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可 |  | 実施 | 研修計画・研修記録 |
| 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供 |  | 参加 |  |
| 家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加 |  | 実施 | 研修記録 |
| 特定事業所集中減算 |  | 未適用 |  |
| 介護支援専門員１人当たりの利用者数が45名未満  ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は50名未満 |  | 45名未満  (50名未満) |  |
| 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメンの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保（受入の同意を書面等により提示）  ※他の同一の居宅介護支援事業所との連携可 |  | 確保 |  |
| 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会を実施  ※他の同一の居宅介護支援事業者との連携可 |  | 実施 | 研修記録等 |
|  | 必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供される居宅サービス計画を作成 |  | 実施 | 居宅サービス計画 |
| 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ) |  | 算定していない |  |
| 特定事業所医療介護連携加算 | 特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ) |  | 算定している |  |
| 前々年度の３月から前年度の２月までの間における退院・退所加算の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数が35回以上 |  | 実施 |  |
| 前々年度の３月から前年度の２月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定数が５回以上(令和６年度のみ)  ※経過措置として、令和７年３月31日までの間は、従前のとおり算定回数が５回以上の場合に要件を満たすこととし、同年４月１日から令和８年３月31日までの間は、令和６年３月におけるターミナルケア毛馬ジメント加算に３を乗じた数に令和６年４月から令和７年２月までにおけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が15以上である場合に要件を満たすこととするため、留意すること。 |  | 実施 |  |